

# 参議院法制局の職務

## 1. 法律案の立案

### 議員立法と参議院法制局の役割

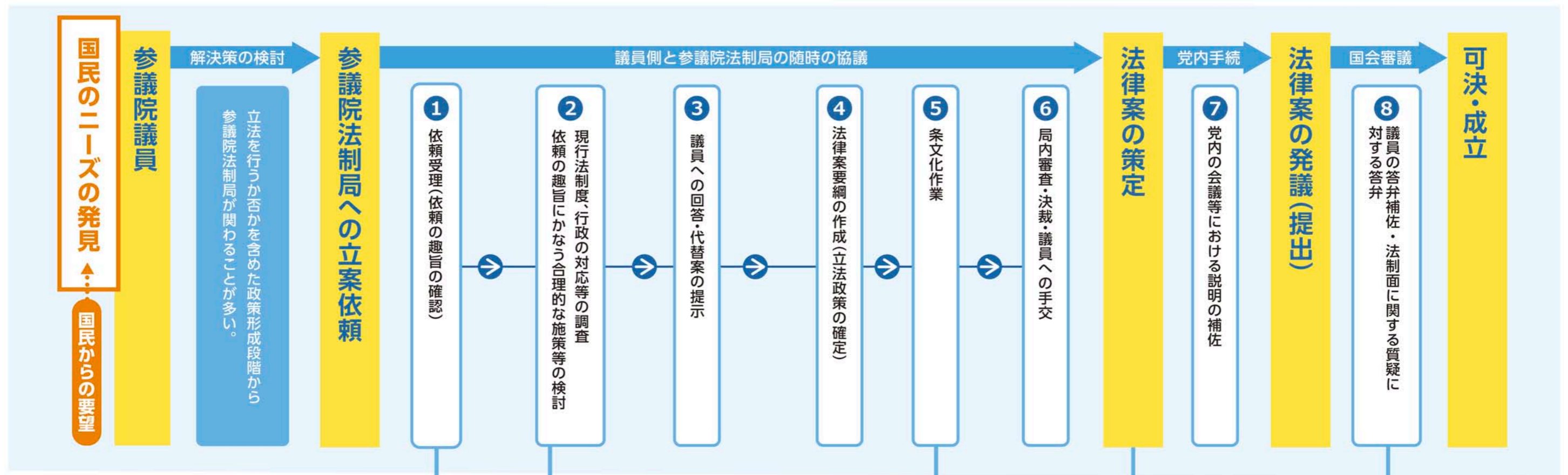
国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議する

ものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

議員立法における参議院法制局の役割を示すと、下の図のようになります。参議院法制局は、単に依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議

院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意を酌み取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制局の重要な職務です。法的な合理性を確保しつつ依頼の趣旨を実現さ

せるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の見せどころです。これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。



依頼議員の現状認識、立法の目的、念頭に置いている手段について確認する。



立法事実を精査した上で、立法内容の合憲性、法律事項など法的適格性の有無、法的な合理性、現行法体系との整合性等を検討し、必要ならば依頼の趣旨にかなう代替案も検討する。



各自の検討結果について課内で議論。課長も若手も知恵を出し合っており、法的に、あらゆる面から、依頼内容の実現の可能性を追求する。



法律案要綱について依頼議員の了解が得られると、条文化作業に入る。表現の正確性・明確性・分かりやすさ、他法との関係等に配慮しながら、精緻な立法技術を用いて作業していく。



法律案の原案ができると、部長・法制次長・法制局長による局内審査が順次行われる。内容・表現両面について厳しく審査される。審査が完了すると、決裁を経て依頼議員に手交する。



委員会での法案審査に当たっては、依頼議員のために関係資料の作成、内容に関するレクチャー等の補佐を行う。ときには法制局職員が法制面に関する質疑の答弁に立つこともある。法案の成否に関わるだけに、気は抜けない。

## 議員立法の特色・意義

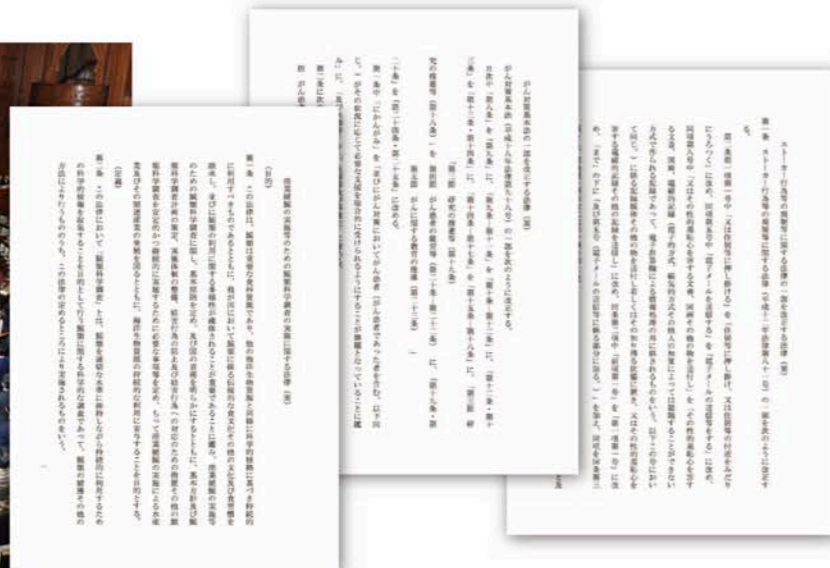
議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス防止法、性同一性障害者性別取扱い特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法案、ヘイトスピーチ解消法など、その時々国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあ

ります。

さらに、議員立法は、その法律案が成立することのみ意義があるわけではありません。議員立法は、議員や政党の政策を表明してその実現を図る手段であり、内閣提出法律案の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多いのです。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正などがあります。また、政権交代により、かつての野党案である議員立法が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

### 最近の主な成立参法

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第97号）
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）
- がん対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第107号）
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）
- 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（平成29年法律第76号）



### 憲法改正の手続が整備され憲法改正原案の立案も職務の一つに

平成19年5月18日に日本国憲法の改正手続に関する法律が公布され、憲法改正の発議の手続、憲法審査会の設置及び国民投票の実施手続について定められました。その後、平成26年に同法が改正され、憲法改正原案の国会における審議も現実的なものとなってきました。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている議院法制局は、憲法改正原案についても、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどが想定されます。

## 2. 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、その法律案に対して



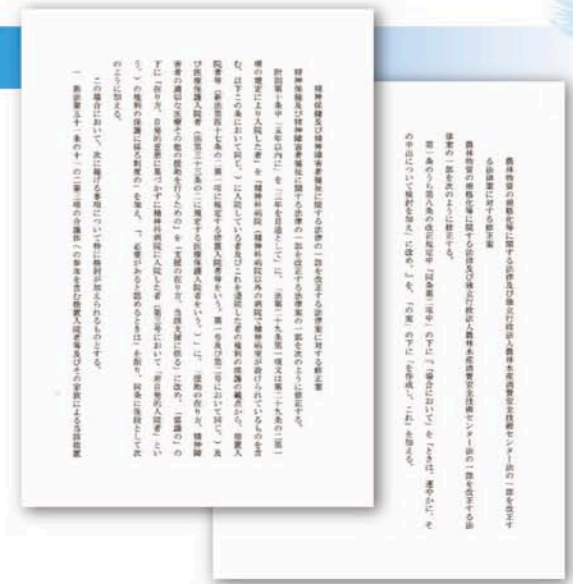
動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には、法律案の成立前にその施行日が経過したことによって必要な修正を行う場合のように技術的な手直しをするものもありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものも多くあります。

参議院法制局は、参議院議員からの依頼を受けて、修正内容について検討した上で、修正案の作成・審査を行います。これは、基本的には法律案を作成する場合と同じです。

修正案の作成の場合には、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で修正案を用意しなければならないことも多くあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。



## 3. 法制に関する調査



参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的问题点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外

法令の調査・整理、法律案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。これら

の調査の結果、核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し迅速かつ的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般に高い識見を有するとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。

